

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当組合では、「食と農を基軸とした総合サービス」の提供により、いつまでも必要とされるJAであり続けることを目指し、「持続可能な農業の実現」、「安心して暮らせる豊かな地域社会の実現」、「目指す姿を実現する強いJAづくり」を基本方針に掲げ、地域の組合員・利用者の皆さまに金融商品・共済仕組みの提供を行っております。

この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」の提供を通じ、豊かな生活作りに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取り組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

(注) 共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会の間で締結した共済事業の共同実施に関する契約に基づき事業運営しております。

1. 組合員・利用者への最適な金融商品・共済仕組みの提供

(1) 金融商品

組合員・利用者の皆さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、組合員・利用者の多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

① JAバンクの全国組織である農林中央金庫において、外部有識者の知見も踏まえ、長期投資を前提とした良好な運用実績と、良心的な手数料水準である商品、選びやすさを重視した「JAバンクセレクトファンド」を選定し、当組合においても組合員・利用者の皆さまが選択しやすい「JAバンクセレクトファンド」を採用しております。

② 組合員・利用者の資産形成に最適な提案をするため、NISA・つみたてNISA・iDeCoの税制優遇制度を取り扱いし、長期・積立・分散による長期的な資産運用のお手伝いを行います。

③組合員・利用者の資産運用ニーズやライフプランに沿った目標を確認・共有し、その達成に向けて資産運用の専門家が運用・管理を行う手法であるゴールベースアプローチを取り入れた「JAバンク資産運用サービス」を取り扱っております。

JAバンクセレクトファンド含め、組合員・利用者の金融知識・経験・ニーズに応じた商品・サービスの提供を行います。

【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2・3)】

(2) 共済仕組

当組合は、組合員・利用者の一人ひとりに寄り添い、世代ごとの様々なリスクに対して安心して備えられるよう、最適な共済仕組みを提供します。

なお当組合は、市場リスクを有する共済仕組み(例：外貨建て共済)の提供は実施していません。

【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2・3)】

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

(1) 信用の事業活動

① 組合員・利用者の投資経験・リスクに関する考え方・金融資産状況等を適切にヒアリングし、利用者ニーズに沿った提案を行います。

マーケットの動向・運用にかかる基本的な説明・案内には資産運用ガイダンス・マーケットレター、リスク意向を判断する際にはスタイル診断等を活用し、充分にご理解いただけるよう丁寧な説明を行います。

②商品のリスク特性・手数料等の重要事項については、販売用資料・交付目論見書・重要情報シート等を用いながら十分にご理解いただけるよう丁寧な説明を行います。

③ご負担いただく手数料については、契約締結前交付書面・重要情報シートの交付を行いながら丁寧かつわかりやすい説明に努めます。

【原則2本文および(注)、原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1・2・4・5)】

(2) 共済の事業活動

①組合員・利用者への「寄り添う活動」の展開を通じ安心と満足の提供を実現するため、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、個々のニーズに応じた最適な保障をご提案します。

②組合員・利用者のご意向を確認したうえで、十分に保障内容をご理解いただけるよう、契約概要・注意喚起情報等の重要事項についてわかりやすく丁寧な説明を実施いたします。

③ご高齢の組合員・利用者については、ご契約時にはご家族の同席等を徹底のうえ、丁寧な説明を行う等十分な配慮をするとともに、必要に応じて複数の役職員が同席し対応します。

④保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者にご負担いただく手数料等はございません。

【原則2本文および(注)、原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1・2・4・5)】

3. 組合員・利用者本位の各種手続きやアフターフォローの実施

各種手続きについては、分かりやすい説明を心がけるとともに、ご契約者のみならずご家族にも寄り添ったアフターフォローを実施します。

【原則6本文および(注1)】

4. 組合員・利用者の「声」を活かした業務改善

組合員・利用者からいただいたご意見（お問合せ、ご相談、ご要望、苦情など）を誠実に受け止め、業務改善に取り組みます。

【原則2本文および(注)】

5. 利益相反の適切な管理

組合員・利用者へ金融商品や共済仕組の提案をする際は、組合員・利用者の利益が不当に害されることのないよう関係法規および利益相反管理方針に基づき適切に管理します。

利益相反のおそれがある取引については、利益相反管理方針に基づき適切に管理を行うとともに、定期的にモニタリングを行います。

【原則3本文および(注)】

6. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

研修による知識習得・資格取得を通じて誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成するとともに、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。